

平成31年度 安堵町一般会計当初予算
消費税引き上げ分の地方消費税(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月1日から、消費税及び地方消費税が5%から8%へ引き上げられたことに伴う、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員人件費は除く)に充てるものとされています。平成31年度安堵町一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税社会保障財源交付金(社会保障財源分) 51,657千円
【歳出】 地方消費税社会保障財源交付金(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費 353,503千円

(単位:千円)

			財 源 内 訳				うち地方消費税交付金(社会保障財源化分)
			特定財源			一般財源	
区 分	事 業	予 算 額	国県支出金	地方債	その他		
社会福祉費	老人福祉費	58,821	653		6	58,162	12
	医療対策費	51,205	17,788			33,417	5,111
	自立支援給付費	136,508	101,638			34,870	19,297
	地域生活支援事業費	17,461	9,823			7,638	531
	小 計	263,995	129,902		6	134,087	24,951
	児童福祉総務費	17,544	8,018		3,624	5,902	2,455
	児童措置費	94,010	78,539			15,471	13,348
児童福祉費	こども園費	204,974	6,337	2,800	34,353	161,484	5,955
	小 計	316,528	92,894	2,800	37,977	182,857	21,758
	予防費	20,024				20,024	2,834
保健衛生費	保健衛生費	22,208	3,783		1,890	16,535	2,114
	小 計	42,232	3,783		1,890	36,559	4,948
	合 計	622,755	226,579	2,800	39,873	353,503	51,657

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要した一般財源の比率に按分して充当しています。